○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　３百万円

３．引当金の計上基準

退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

４．その他財務諸表作成のための重要な事項

⑴　消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

⑵　機構債発行差額の償却方法

機構債発行差額は、預金保険機構債の償還期間にわたって定額法により償却している。

⑶　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑷　その他

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第143号）第13条の規定による協定銀行からの納付金について、協定銀行である整理回収機構から、決算に基づく平成20年度納付金納付申告書の提出を平成21年５月29日に受けた。整理回収機構では、平成20事業年度で費用処理されているが、当機構では会計規程第４条第２項の規定に基づき翌事業年度の収益となる。

これにより、翌事業年度の損益に与える影響額は、36,859百万円の見込みである。

５．重要な会計方針の変更

⑴　特殊法人等会計処理基準の変更

当事業年度より、改訂後の特殊法人等会計処理基準を適用して作成している。

⑵　貸借対照表の純資産の部の表示方法の変更

従来、貸借対照表については、前事業年度まで「資産の部」、「負債の部」及び「資本の部」に区分して表示していたが、特殊法人等会計処理基準の改訂に伴い、当事業年度より、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分して表示している。

なお、当該変更による従来の「資本の部」との差額は生じない。

⑶　機構債発行差金の会計処理方法の変更

特殊法人等会計処理基準の改訂に伴い、前事業年度において繰延資産に計上していた機構債発行差金は、当事業年度から預金保険機構債の間接控除項目である機構債発行差額として計上している。

金融機能強化勘定

貸　借　対　照　表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**6,451**	**（流動負債）**	**167,454**
現金・預金	8	短期借入金	158,200
短期貸付金	230	長期借入金（１年内返済）	9,000
有価証券	5,993	未払金	2
未収収益	219	未払費用	252
未収金	0	**（固定負債）**	
（固定資産）	**161,700**	退職給与引当金	0
有形固定資産	0	**（負債合計）**	**167,455**
建物	0	**（剰余金）**	
工具・器具・備品	0	利益剰余金	696
投資その他の資産	161,700	積立金	557
協定銀行貸付金	161,700	当期未処分利益	138
敷金・保証金	0	**（純資産合計）**	**696**
資産合計	**168,152**	**負債・純資産合計**	**168,152**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成20年４月１日　至平成21年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**423**	**（経常収益）**	**561**
協定銀行損失補填金	70	協定銀行納付金収入	235
一般管理費	20	協定銀行貸付金利息収入	311
事業外費用		事業外収益	13
借入金利息	331		
（当期利益金）	**138**		
合計	**561**	**合計**	**561**

㈱１．当期利益金138百万円は、預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令（平成16年内閣府財務省令第３号）第４条第１項の規定により、次期の積立金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　０百万円